

11月は

オレンジリボン

児童虐待防止

推進
キャンペーン
期間です！

児童虐待で子どもの生命が奪われてしまう重大な事件が後を絶たず、社会全体で解決すべき課題となっております。

児童虐待とは…



本来子どもを守るべき保護者が、子供の身体や心を傷つけることを言います。子どもへの虐待は大きく4つに分類されていますが、これらが重複していることも少なくありません。

① 身体的虐待

- しつけと称して「叩く」等の暴力行為
- 家の外に閉め出す 等

② 心理的虐待

- 言葉で脅かしたり、無視をしたりする
- 子どもの目の前で家族に暴力を振るう 等

③ ネグレクト

- 子どもを置き去りにする
- ご飯を与えない、病院に連れて行かない 等

④ 性的虐待

- 子どもへの性的な行為
- 性的行為を見せる 等

ダメ絶対！
児童虐待



子どもに不自然な傷やあざがある…

いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる…

その他にも、
・子どもの表情が乏しく、活気がない
・子どもが家に帰りたがらない 等

「虐待かも？」を通告するのが国民の義務です！

※虐待でなかったとしても通告者に責任はありません

いち はや く
189



出産、子育ての不安や悩みはひとりで抱え込まないで気軽に相談しましょう

千葉県東上総児童相談所 ☎ 0475-27-1733
大網白里市 こども家庭相談室 ☎ 0475-70-0328
(子育て支援課内)